



令和5年6月26日
自転車活用推進本部

「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン（案）」 に関するパブリックコメントを実施します

自転車活用推進本部では、「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」の策定を検討しております。
広く国民の皆様から御意見を募集するため、本日より、パブリックコメントを実施します。

令和3年5月28日に閣議決定された「第2次自転車活用推進計画」において、「シェアサイクルの公共的な交通としての在り方や持続可能な事業運営の在り方、サイクルポート設置場所の確保、データの活用等による利便性向上等の観点から、制度運用の考え方や先進的な取組事例等を記載したガイドラインをとりまとめ、地方公共団体へ周知する。」とされているところ、自転車活用推進本部では、「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」の策定を検討しております。

つきましては、広く国民の皆様の御意見を募集するため、「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン（案）」について、本日より、パブリックコメントを実施します。

1. 意見の対象

シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン（案）

2. 意見募集期間

令和5年6月26日（月）～令和5年7月10日（月）

※意見募集の詳細については、電子政府の総合窓口（e-Gov）中「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄をご参照ください（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）。

お問い合わせ先

国土交通省自転車活用推進本部事務局 公文、池田、松本
電話 03-5253-8111（内線 38128）

